

令 和 6 (2024) 年 度

栃木県立高等学校入学者選抜実施細則

栃木県教育委員会

出願に必要な書類（全日制課程）

作成者	提出書類	様式番号	県内からの出願	県外からの出願		海外帰国者・外国人等の出願				
				近県の隣接学区・地域	その他からの出願	県内の中学校	日本人学校	外国の現地校		
			特色選抜	一般選抜	特色選抜	一般選抜	特色選抜	一般選抜	A選抜	B措置
志願者	入学願書等	3の1、2 4の1、2 5の1、2	●	◎	●	◎	●	◎	●	◎
	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	海-1						○	○	○
	自己申告書	10	該当する者で、かつ提出を希望する者							
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	11	該当者（中学校卒業証明書とともに提出）							
	特色選抜志願理由書	特色-1	○		○		○			
中学校	入学願書等送付状	6	特色-2	○	特色-2	○	特色-2	○	A選抜は海-2 B措置は6	
	個人別入学願書等預り証	8の2		☆		☆				
	調査書	7	○	○	○	○	○	○	○	★
	公立高等学校を併願しない旨の「証明書」	1			○	○	■	■		
	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	2					○	○	○	○

・入学願書等及び調査書提出期間（2月20日及び同月21日正午まで）の提出書類

　　様式3の2、4の2、5の2、6、7　　（該当者は様式1、2、10、11も提出）

　　ただし、特色選抜、海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置の書類提出期間については、それぞれ11頁、16頁、18頁を参照する。

注) ●印：様式3の1、4の1、5の1を使用する。

○印：様式3の2、4の2、5の2を使用する。

☆印：中学校が必要とする場合

★印：成績証明書又はこれに代わるものでもよい。

■印：全国からの志願を認める高等学校（別表3）（61頁）参照）へ出願する場合

※印：全国からの志願を認める高等学校（別表3）（61頁）参照）へ出願する場合は提出不要

出願に必要な書類（定時制課程）

作成者	提出書類	様式番号	県内からの出願		県外からの出願			海外帰国者・外国人等の出願			
			フレックス特別選抜	一般選抜	近県の隣接学区・地域	その他からの出願			県内の中学	日本入学校	外国の現地校
							フレックス特別選抜	一般選抜			
志願者	入学願書等	3の2 4の2 5の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書	海-1							○	○	○
	自己申告書	10		※		※		※	※	※	※
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	11		△		△		△	△	△	△
	フレックス特別選抜志願理由書(自己PR書)	フ-1	○		○		○				
中学校	入学願書等送付状	6	フ-2	○	フ-2	○	フ-2	○	○	○	
	個人別入学願書等預り証	8の2	☆		☆						
	調査書	7	○	○	○	○	○	○	○	○	★
	公立高等学校を併願しない旨の「証明書」	1			○	○					
	栃木県立高等学校入学志願承認申請書	2					○	○	○	○	

・入学願書等提出期間（3月12日、同月13日及び同月14日正午まで）の提出書類

　　様式3の2、4の2、5の2、6、7　　（該当者は様式1、2、10、11も提出）

　　ただし、フレックス特別選抜、海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置の書類提出期間については、それぞれ25頁、26頁を参照する。

注) ☆印：中学校が必要とする場合

★印：成績証明書又はこれに代わるものでもよい。

※印：該当する者で、かつ提出を希望する者

△印：該当者（中学校卒業証明書も提出）

目 次

第1 全日制課程について	1
1 募集	1
(1) 募集定員	1
(2) 入学志願資格	1
(3) 通学区域	1
(4) 県外からの入学志願者の取扱い	1
2 一般選抜における出願方法	2
(1) 出願	2
(2) 入学志願者の出願手続	2
(3) 出願変更	3
(4) 中学校長の手続	4
(5) 高等学校長の処理	5
(6) 保護者の転勤等に伴う特別出願	6
(7) 出願書類の提出及び受検票の交付期間	7
(8) 受検の際に配慮が必要な受検者について	7
(9) 受検辞退	7
3 一般選抜における学力検査	8
(1) 学力検査問題	8
(2) 学力検査の実施	8
(3) 学力検査受検者の心得	8
4 一般選抜における面接及び実技検査	9
(1) 面接の実施	9
(2) 実技検査の実施	9
5 一般選抜における入学者の選抜	9
(1) 選抜委員会の設置	9
(2) 選抜の方法	9
(3) 選抜の手順等	9
(4) 一般選抜を受検できなかった者に対する処置	9
6 合格者の発表	10
(1) 日時	10
(2) 発表の方法	10
7 一般選抜における学力検査得点の開示	10
8 特色選抜	11
(1) 入学志願資格	11

(2) 募集定員に占める割合	11
(3) 出願	11
(4) 入学志願者の出願手続	11
(5) 中学校長の手続	12
(6) 高等学校長の処理	12
(7) 受検の際に配慮が必要な受検者について	12
(8) 選抜の方法	13
(9) 面接等の期日及び集合時刻	13
(10) 入学者の選抜	13
(11) 合格内定者の通知及び合格者の発表	13
(12) 不合格者について	14
9 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜	15
10 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	16
 第 2 定時制課程について	20
1 一般選抜	20
2 フレックス特別選抜	24
3 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置	26
 第 3 通信制課程について	27
1 実施校	27
2 入学志願資格	27
3 出願	27
4 入学志願者の出願手続	27
5 選抜の方法	27
6 検査日	27
7 入学者の選抜	27
8 合格者の発表	28
 別記 調査書作成の要領	29
様式 1～15、特色－1～特色－4、海－1～海－4、フ－1～フ－2	33
別表 1～5	61
資料 1 栃木県立高等学校入学者選抜の方針	69
資料 2 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定（抜粋）	70
資料 3 隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定における隣接学区・地域	71
出願の手續と処理（全日制課程）	72

令和6（2024）年度栃木県立高等学校入学者選抜実施細則

第1 全日制課程について

令和6（2024）年度栃木県立高等学校（全日制課程）入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

1 募集

(1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(2) 入学志願資格

高等学校に入学を志願することができる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者

イ 令和6（2024）年3月31日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は修了見込みの者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（注）上記キにより高等学校に出願しようとする者は、入学願書提出前に各志願先高等学校において認定を受けてから出願するものとする。

(3) 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

(4) 県外からの入学志願者の取扱い

ア 近県の隣接学区・地域内からの出願

（ア）隣接学区・地域からの入学志願者の取扱いについては、別に定める「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」等（資料2（70頁）、資料3（71頁））によるものとする。

（イ）出願に当たっては、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」（様式1（33頁））を添付するものとする。

イ 近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願

隣接学区・地域以外からの入学志願者については、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」（様式2（34頁））を添付して出願するものとする。なお、志願先高等学校長は、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が令和6（2024）年4月8日までに県内に居住予定である場合に受け付けるものとする。

ただし、全国からの志願を認める高等学校（（別表3）（61頁）参照）への入学志願者については、上記理由にかかわらず、他のいかなる公立高等学校にも併願していない旨の出身中学校長の「証明書」（様式1（33頁））を添付することにより出願を受け付けるものとする。

2 一般選抜における出願方法

(1) 出願

ア 入学志願者は、次の(ア)、(イ)の場合を除き、1校1学科（科）に限り出願するものとする。

(ア) 次の学科を志願する場合は、同一校のそれぞれの学科の中の異なる系・科を第3志望まで出願することができる。

(系による出願は宇都宮工業高等学校のみ) (別表1) (61頁) 参照)

a 農業に関する学科

b 工業に関する学科

c 商業に関する学科

(イ) 小山高等学校の数理科学科及び小山南高等学校のスポーツ科を第1志望として出願する者は、同一校の普通科を第2志望として出願することができる。 (別表2) (61頁) 参照)

イ 出願及び出願変更については、次の(ア)、(イ)、(ウ)によるものとする。

(ア) 1の(2) (1頁) のア、イに該当する者は、在学又は出身中学校長を経由して志願先高等学校への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者(平成30(2018)年3月以前の卒業)は、志願者本人が志願先高等学校長への手続を行う。

(イ) 1の(2) (1頁) のエに該当する者は、(ア)に準ずるものとする。

(ウ) 1の(2) (1頁) のウ、オ、カ、キに該当する者は、本人が直接、志願先高等学校への手続を行う。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学考查料納付票(様式3の2 (37頁))

(イ) 入学願書(様式4の2 (37頁))

(ウ) 受検票(様式5の2 (37頁))

イ 全日制課程志願者は、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」(昭和24年栃木県条例第10号)により、入学考查料として2,200円を、栃木県収入証紙を用い「入学考查料納付票」(様式3の2 (37頁))の所定の位置にはって納付する。

ただし、「特色選抜」(11~14頁)又は「A海外特別選抜」(16~17頁)に出願し不合格となった者が一般選抜に出願する場合は、入学志願者の氏名が記入され、かつ收受印が押印された「入学考查料納付証明書」(様式5の1 (35頁)の太枠部分)を切り取り、「入学考查料納付票」(様式3の2 (37頁))の所定の位置にはる。(入学考查料の再納付は要しない。)

ウ 1の(2) (1頁)のア、イ、エに該当する者のうち、欠席が多い状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」(様式10 (46頁))を提出することができる。「欠席が多い」とは、第3学年の欠席日数が、30日以上の場合とする。なお、「自己申告書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、中学校長へ提出する。

エ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式11 (47頁))及び「中学校卒業証明書」を提出する。

なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに、志願先高等学校長へ直接提出する。

(3) 出願変更

- ア 「入学願書」提出後において、出願先高等学校又は志望の系・科を変更しようとする者（以下「出願変更希望者」という。）は、(7)（7頁）のBに定める期間内において、1回に限り、出願を変更することができる。なお、第2志望あるいは第3志望だけの変更もできる。
- イ 出願変更は、同一校の他の学科、同一学科の他の系・科へ出願する場合であっても、同一校の同一学科（系・科）へ再び出願する場合であっても認める。
- ウ 出願変更希望者は、以下の手続を行う。ただし、出願変更に当たっては、入学考查料の再納付は必要としない。
- (ア) 「出願変更願」（様式9の1（44頁））を、在学又は出身中学校長を経由して出願先高等学校長に提出し、出願の取下げをする。
- (イ) 出願先高等学校から返却された「入学願書」の「出願学校」欄及び「志望の課程及び学科（系・科）」欄について必要事項を訂正し、中学校長を経由して新たな志願先の高等学校へ提出（再出願）する。
- (ウ) 出願時に本人が直接志願先高等学校に出願した場合は、本人が出願変更（取下げ及び再出願）の手続を行う。
- エ 中学校長は、出願変更に当たっては、(4)のウ（4頁）によりその手続をとる。
- オ 高等学校長は、中学校長から出願変更（取下げ及び再出願）の願いのあった場合、(5)のアの(イ)（5頁）によりその手続をとる。

(4) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。

また、調査書の作成については、別記「調査書作成の要領」（29頁）に従うものとする。

イ 入学願書等の提出

- (ア) 出願に必要な書類に「入学願書等送付状」（様式6（39頁））、「調査書」（様式7（40頁））を添えて、(7)（7頁）のAに定める期間内にそれぞれの志願先高等学校長に提出する。その際、「入学願書等預り証」（様式8の1（42頁））の交付を受ける。

また、「個人別入学願書等預り証」を必要とする中学校長は、様式8の2（43頁）に基づいて作成し、必要事項を記入の上、出願に要する書類とともに提出して收受印の押印を受ける。なお、「個人別入学願書等預り証」は出願の時点では個人ごとに切り離さない。

- (イ) 入学志願者のうち、欠席が多い状況等について説明しようとする者が中学校長に提出した「自己申告書」（様式10（46頁））も厳封のまま添えて提出する。
- (ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ 出願変更

(ア) 出願の取下げ

出願変更による取下げの場合は、「出願変更願」（様式9の1（44頁））に、先に出願した高等学校から交付を受けた「入学願書等預り証」及び「個人別入学願書等預り証」（交付を受けた中学校の場合）を添えて当該高等学校長に提出し、その出願変更希望者の「入学願書」「調査書」等の返却を求める。（出願変更については(3)（3頁）参照）

(イ) 再出願

出願変更による再出願の場合は、返却された「入学願書」「調査書」の「出願学校」欄、「志望の課程及び学科（系・科）」欄等の訂正事項を確認の上、①新たに「入学願書等送付状」（出願変更者のみを記入したもの）及び②再出願先高等学校から既に交付されている「入学願書等預り証」を、再出願先高等学校長に提出する。ただし、先に再出願先高等学校に出願者のなかつた場合は、「入学願書等預り証」を要しない。

エ 受検票の受理

「受検票」は、出願した高等学校から「入学願書等預り証」と引換えに、(7)（7頁）のCに定める期間内に交付を受ける。やむを得ない事情により、郵送を希望する場合は、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願の際に、返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を志願先高等学校に提出する。

ただし、(5)のウの(イ)（5頁）に該当する場合は、この限りではない。

また、一般選抜において面接を実施する高等学校から、「面接日時通知書」（様式13（49頁））の交付を受ける。

オ 県外からの出願について

「調査書」の作成は、本県の方法によるものとする。

なお、近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願については、「入学願書」等及び「調査書」を郵送（書留・親送）によってもよいが、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、「入学願書等預り証」（「個人別入学願書等預り証」も含む。）を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。また、併せて受検票の郵送も希望する場合は、これとは別の返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(5) 高等学校長の処理

ア 入学願書、入学考查料、調査書等の受理

(ア) 入学願書等及び調査書等提出期間における処理

a 「入学願書」「調査書」及び「入学願書等送付状」等が提出された場合は、記載事項を確認の上受理する。その際、「入学考查料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入を行う。ただし、「受検票」は交付せず、受検番号の記入も行わない。

b 「入学願書」「調査書」及び「自己申告書」等の提出を受けた高等学校長は、中学校長あて「入学願書等預り証」（様式8の1（42頁））を交付する。

c 中学校長から「個人別入学願書等預り証」（様式8の2（43頁）、中学校が作成）交付の申請があった場合には、照合・確認の上、收受印を押印して交付する。

なお、收受印は、「栃木県立学校文書等取扱規程第8条」によるものとする。ただし、收受番号は記入しなくてよい。

d 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせができる。

(イ) 出願変更期間における処理

a 中学校長から出願変更による「入学願書」等の取下げの願いがあった場合

① 「出願変更願」と交付済みの「入学願書等預り証」及び「個人別入学願書等預り証」（交付した中学校の場合）の提出を求める。

② 「調査書」「自己申告書」を返却するとともに、「入学願書等預り証」に取下げ数及び累計を記入し、確認欄にチェック（✓）又は確認印を施す。

③ 「入学願書」を「入学考查料納付票」から切り離して、「入学願書等預り証」とともに中学校長あて返却する。

なお、その際、「入学願書」の裏面「入学考查料納付証明」の欄に証明を施し、また既に提出を受けている「入学願書等送付状」の当該志願者の欄の記入事項を抹消する。

b 中学校長から再出願のための書類が提出された場合

① 訂正した「入学願書」並びに「調査書」及び「自己申告書」と、新たな「入学願書等送付状」（出願変更者のみを記入したもの）とを照合し、点検の上、受理する。

② 交付済みの「入学願書等預り証」に提出数及び累計を記入し、確認欄にチェック（✓）又は確認印を施した上、返却する。ただし、当該中学校から入学願書提出期間に出願がなかった場合は、「入学願書等預り証」を新たに作成し、交付する。

③ 「個人別入学願書等預り証」については、(ア)のcに準ずる。

イ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）の必要書類の受理

受検者本人から「入学願書」「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」「中学校卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確かめた上で受理する。

ウ 受検票の交付

(ア) 出願変更期間終了後は、①「入学願書」「調査書」及び「受検票」に受検番号を記入し、②更に「受検票」には、「入学願書」に記入された第一志望の系・科名、学校長名を記入し、職印を押印して「入学願書」から切り離し、③「入学願書等預り証」と引換えに(7)（7頁）のCに定められた期間内に中学校長あて手交する。ただし、中学校長からの要求があった場合は、郵送によってもよい。

また、一般選抜において面接を実施する高等学校は、「面接日時通知書」（様式13（49頁））を中学校長あて交付する。

(イ) 特別な事情によりこの期間中に中学校長への「受検票」の交付ができない場合は、直接出願者あて交付することができる。

(6) 保護者の転勤等に伴う特別出願

ア 保護者の県外（海外を含む）から県内への転勤等に伴う場合

保護者が県外（海外を含む）から県内へ転勤したこと等に伴い、2月20日（火）及び同月21日（水）に正当な理由により出願できなかった者は、(7)（7頁）のDに定める期間内に出願することができる。なお、提出書類は、受付時において完備していることを原則とする。

イ 出願手続が済んでいる者で、出願変更期間以降に保護者の転勤等が決定し、これに伴い出願先高等学校入学後の通学に支障があると認められる場合

(7)（7頁）のDに定める期間内において、出願変更をすることができる。ただし、原則として同一学科（系・科）に出願変更するものとする。

（ア）中学校長の手續

「県内転勤等に伴う出願変更願」（様式9の2（45頁））と既に交付を受けた「受検票」を当該高等学校長に提出し、その出願変更を願い出た者の「入学願書」の返却を求める。

再出願先高等学校長には次のものを提出する。

- a 「県内転勤等に伴う出願変更許可願」（様式9の3（45頁））
- b 訂正した「入学願書」
- c 「入学願書等送付状」（出願変更者のみを記入したもの）（様式6（39頁））
- d 転勤等を証明する書類（「県内転勤等に伴う出願変更許可願」（様式9の3（45頁））に添付する。）
- e 新たな「調査書」
- f 新たな「受検票」（様式5の2（37頁））

（イ）高等学校長の処理

a 中学校長から出願変更による「入学願書」の取下げの願いがあった場合

- ① 「県内転勤等に伴う出願変更願」（様式9の2（45頁））の提出を求める。
- ② 「入学願書」「自己申告書」を中学校長あて返却する。ただし、出願者が出願変更期間に出願変更を行っていない場合は、「入学願書」を「入学考査料納付票」から切り離して、中学校長あて返却する。なお、その際、「入学願書」の裏面「入学考査料納付証明」の欄に証明を施し、既に提出を受けている「入学願書等送付状」の当該志願者の欄の記入事項を抹消する。

b 中学校長から再出願のための書類が提出された場合

- ① 訂正した「入学願書」並びに新たに「調査書」を新たに「入学願書等送付状」と照合し、点検の上記の提出書類等とともに受理する。
- ② 新たな「受検票」及び「調査書」と訂正した「入学願書」に受検番号を記入し、更に「受検票」には、「入学願書」に記入された第一志望の系・科名、校長名を記入し、職印を押印して、中学校長あて手交する。また、面接を実施する学校においては、受検者の面接日及び集合時刻を出身中学校長あてに文書で通知する。

(7) 出願書類の提出及び受検票の交付期間

A	入学願書等及び調査書等提出期間	出願に必要な書類の提出	2月20日（火） 及び同月21日（水）正午まで
B	出願変更期間	出願変更のための書類の提出	2月26日（月） 及び同月27日（火）正午まで
C	受検票交付期間	受検票及び面接日時通知書の交付	2月28日（水） 及び同月29日（木）午後3時30分まで
D	保護者の転勤等に伴う特別出願期間	転勤等により、定められた期日に出願できなかった志願者の書類の提出	3月1日（金） 及び同月4日（月）正午まで

(備考)

- ア 受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、Aの2月21日（水）、Bの2月27日（火）及びDの3月4日（月）は正午までとする。
- イ 郵送の場合も上記に準ずるが、Aの場合には2月20日（火）必着とする。
- ウ Dは、(6)（6頁）による保護者の県外（海外を含む）から県内への転勤等に伴う場合の出願期間、及び出願手続が済んでいる者で、出願変更期間以降に保護者の転勤等が決定し、これに伴い出願先高等学校入学後の通学に支障があると認められる場合の出願変更期間である。

(8) 受検の際に配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者に対し、高等学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなどの配慮をする。

ア 障害のある生徒が受検する場合

入学志願者の在学する中学校長は、特別支援教育課（028-623-3381）に事前に連絡した上で、志願者の氏名、障害の状況、程度、希望する高等学校等について、別に示す必要な書類等を特別支援教育課に提出する。

志願先高等学校長は、配慮事項について県教育委員会事務局と協議する。

イ 病気等による場合

中学校長は事前に高等学校長に連絡して協議する。

(9) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合（出願変更期間に辞退する場合も含む）は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」（様式14（50頁））を速やかに出願先高等学校長あて提出する。

3 一般選抜における学力検査

(1) 学力検査問題

ア 出題の方針

学力検査問題は、中学校学習指導要領に即するとともに、基礎的・基本的事項を重視するものとする。

イ 教科及び内容

(ア) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。

(イ) 出題の内容・範囲は中学校学習指導要領の「内容」に即するものとする。

ウ 配点

(ア) 配点は、検査教科それぞれについて 100点とする。

(イ) 各教科内の配点は学校・学科により採点基準の配点を基に増減を加えることができる。

なお、令和6（2024）年度に実施する学校・学科、実施する教科は次の表のとおりである。

学校名	学科名	実施する教科
宇都宮高等学校	普通科	国数英
宇都宮女子高等学校	普通科	国数英
栃木高等学校	普通科	国数英

(ウ) 小山高等学校の数理科学科は受検者の数学の得点を1.5倍する。

エ 作成

栃木県教育委員会が作成し、各高等学校長に手交する。

(2) 学力検査の実施

ア 検査期日 3月6日（水）

イ 検査日程

学力検査の日程は、次のとおりとする。なお、集合時刻は、午前8時40分とする。

時間	学力検査
9：25～10：15	国語
10：40～11：30	社会
11：55～12：45	数学
13：40～14：30	理科
14：55～15：45	英語

ウ 検査場

学力検査場は、出願先高等学校とする。

(3) 学力検査受検者の心得

ア 受検者は、学力検査当日、午前8時40分までに検査場に集合して、検査係の指示を受ける。

イ 学力検査開始時刻に遅れた者は、原則として受検することができない。

ウ 検査当日の必携品は、次のとおりとする。

受検票、筆記用具、消しゴム、コンパス、定規、昼食、上げき

エ スマートフォン等の情報端末機器や計算機・辞書・地図等の機能のついた時計等、学力検査の公正を乱すおそれのあるものの検査場への持ち込みは認めない。

オ 検査場には時計がないので留意する。

4 一般選抜における面接及び実技検査

(1) 面接の実施

ア 面接を実施する学校は、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから各学校が学校の特色に応じて選択して実施する。

面接を実施する学校・学科（系・科）は（別表4）（62～64頁）のとおりである。

イ 面接は、3月6日（水）の学力検査終了後又は同月7日（木）に、出願先高等学校において実施する。

ウ 各受検者の面接日及び集合時刻は、受検票交付時に出願先高等学校長から出身中学校長あて「面接日時通知書」（様式13（49頁））により通知する。

(2) 実技検査の実施

ア 小山南高等学校スポーツ科の受検者に対して、3月7日（木）に同校において実技検査を実施する。集合時刻は午前9時とする。

イ 実施種目は、①立ち幅とび ②メディシンボール投げ ③シャトルランニング の3種目とする。

5 一般選抜における入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

高等学校は、校長を委員長とする一般選抜実施委員会を設置するものとする。

(2) 選抜の方法

ア 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」（資料1（69頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績、面接及び実技検査を行った場合はその結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「自己申告書」（様式10（46頁））、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式11（47頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

ウ 学力検査は、各教科100点満点（5教科の合計500点満点）とする。ただし、小山高等学校の数理科学科の数学については150点とする。調査書は、各学年における「各教科の学習の記録」（選択教科を除く）の評定を点数化（500点満点）し、それ以外については点数化しない。

エ 学力検査と調査書の評定との比重の置き方については、次の（ア）から（ケ）までの範囲で、各学校・学科（系・科）ごとに定め、これに基づき、学力点、調査書点を求める。

（ア）1：9 （イ）2：8 （ウ）3：7 （エ）4：6 （オ）5：5

（カ）6：4 （キ）7：3 （ク）8：2 （ケ）9：1

なお、各学校・学科（系・科）の比重の置き方は（別表4）（62～64頁）のとおりである。

(3) 選抜の手順等

ア 第1次審議

（2）のウ、エにより求めた学力点と調査書点との合計点の順位が、上位から定員の80%以内にある者（ただし、受検者が定員に満たない場合は、受検者の80%以内にある者）を選び、学力点、調査書点、調査書の点数化されない部分を総合的に判断し、原則として合格させる。

イ 第2次審議

第1次審議で合格した者を除いた受検者を対象とし、学力点、調査書点、調査書の点数化されない部分、面接及び実技検査の結果（実施校）等を総合的に十分勘案して合格者を決定する。

(4) 一般選抜を受検できなかった者に対する処置

病気などのため、やむを得ず一般選抜を受検できなかった者に対しては、入学させる人員に余裕のある場合には、一般選抜実施委員会の認定により入学を許可することができる。

6 合格者の発表

(1) 日時

3月12日（火）午前10時とする。

(2) 発表の方法

合格者の発表は、各高等学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式15（51頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

7 一般選抜における学力検査得点の開示

- (1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、3月13日（水）から4月12日（金）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、受検先高等学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。
- (2) 請求を受けた高等学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の得点について開示する。開示する得点は、比重をかける前の得点（各教科100点満点。ただし、小山高等学校の数理科学科の数学は150点）とする。

8 特色選抜

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、1の(2)（1頁）に定める資格を有する者で、原則として保護者とともに県内に居住し、志願する高等学校が別に示す「特色選抜に出願するための資格要件」を満たす者で、合格内定後、入学を確約できる者とする。

ただし、隣接学区・地域からの入学志願者の取扱いについては、別に定める「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」等（資料2（70頁）、資料3（71頁））によるものとする。

(2) 募集定員に占める割合

ア 特色選抜の定員の割合については、県教育委員会が、別に公示する当該学校・学科（系・科）の募集定員の「10%程度」、「20%程度」、「30%程度」のいずれかから、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、小山南高等学校のスポーツ科は50%程度とする。

なお、程度の範囲については、5%以内とするが、別に定める全国からの志願者を募集する学校・学科（61頁）についてはこの限りでない。

イ 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特色選抜の定員の割合については、次のとおりとする。

なお、程度の範囲については、5%以内とする。

学 校 名	特 色 選 抜 の 定 員
宇都宮東高校	募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の全部
佐野高校	募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の「30%程度」
矢板東高校	

ウ 特色選抜の定員の割合及び選抜の方法等については（別表5）（65～67頁）のとおりである。

(3) 出願

ア 出願は、1校1学科（系・科）に限るものとする。

イ 出願期間は次のとおりとする。

1月31日（水）及び2月1日（木）とする。

受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、2月1日（木）は正午までとする。

(4) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学考查料納付票（様式3の1（35頁））

(イ) 入学願書（様式4の1（35頁））

(ウ) 受検票（様式5の1（35頁））

(エ) 特色選抜志願理由書（様式特色－1（52頁））

なお、特色選抜に出願するための資格要件を証明する資料がある場合は、「特色選抜志願理由書」に添えて、中学校長へ提出する。

イ 「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考查料として2,200円を、栃木県収入証紙を用い「入学考查料納付票」にはって納付する。

ウ 1の(2)（1頁）のア、イ、エに該当する者のうち、欠席が多い状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」（様式10（46頁））を提出することができる。「欠席が多い」とは、第3学年の欠席日数が、30日以上の場合とする。なお、「自己申告書」は、志願者本人が記入し、巻封の上、中学校長へ提出する。

エ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「中学校卒業証明書」を、他の提出書類とともに、志願先高等学校長へ直接提出する。

(5) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

2の(4)のア（4頁）と同様とする。

イ 特色選抜志願理由書の確認

「特色選抜志願理由書」の校内外の活動の実績については、事実と相違ないことを確認する。

ただし、中学校卒業後5年以上を経過した入学志願者「特色選抜志願理由書」の確認は要しない。

ウ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類 ((4)のアの(ア)～(エ) (11頁)) に「調査書」（様式7 (40頁)）、「特色選抜願書等送付状」（様式特色-2 (54頁)）を添えて、志願先高等学校長に提出する。その際、「受検票」（様式5の1 (35頁)）の交付を受ける。

(イ) 入学志願者のうち、欠席が多い状況等について説明しようとする者が中学校長に提出した「自己申告書」（様式10 (46頁)）も厳封のまま添えて提出する。

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

(エ) 県外からの出願について

「調査書」の作成は、本県の方法によるものとする。

なお、近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願については、「入学願書」等及び「調査書」を郵送（書留・親撰）によってもよいが、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、「受検票」を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(6) 高等学校長の処理

ア 入学願書、入学考查料、調査書等の受理及び受検票の交付については、次のとおりとする。

(ア) 「入学願書」「調査書」「特色選抜志願理由書」及び「特色選抜願書等送付状」等が提出された場合は、記載事項を確認の上受理する。その際、「入学考查料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入を行う。

また、以下の手順に従い、中学校長あて「受検票」を交付する。

- ① 「入学願書」「調査書」及び「受検票」に受検番号を記入
- ② 「受検票」に「入学願書」に記入された志望の系・科名、学校長名を記入
- ③ 「入学考查料納付証明書」の欄に收受印を押印の上、職印を押印して「入学願書」から切り離し、「受検票」を交付

なお、收受印は、「栃木県立学校文書等取扱規程第8条」によるものとする。ただし、受付番号は記入しなくてよい。

(イ) 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせることができる。

イ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）の必要書類の受理
受検者本人から「入学願書」「中学校卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確認の上受理し、本人あて受検票を交付する。

(7) 受検の際に配慮が必要な受検者について

2の(8) (7頁)と同様とする。

(8) 選抜の方法

- ア 全ての高等学校において面接を行う。面接は、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。
- イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、次に掲げる選抜の方法のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

作 文	与えられた課題等について記述するもの
小 論 文	与えられた課題や資料等に関して、自分の考えや分析結果等を筋道を立てて記述するもの等
学校独自検査	学校作成問題、口頭試問、実技等、高等学校が独自に設定した方法による検査

なお、各学校・学科の選抜の方法については、（別表5）（65～67頁）のとおりである。

(9) 面接等の期日及び集合時刻

- ア 面接等の期日は、2月7日（水）及び同月8日（木）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、2月7日（水）とする。
- イ 2月7日（水）の集合時刻は、午前8時40分とする。

(10) 入学者の選抜

- ア 高等学校は、校長を委員長とする特色選抜実施委員会を設置するものとする。
- イ 入学者の選抜は、「栃木県立高等学校入学者選抜の方針」（資料1（69頁））にのっとり、公正に行うものとする。
- ウ 当該高等学校は、特色選抜に出願するための資格要件を満たしている受験者の中から、(2)（11頁）に示した範囲内において、合格内定者を選抜する。ただし、その要件を満たす受験者の数が(2)（11頁）に示した範囲に達しない場合は、この限りではない。
- エ 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、特色選抜志願理由書等及び面接並びに各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文、学校独自検査の結果等を資料とし、当該高等学校が定めた選抜の手順に従って、合格内定者を選抜する。

(11) 合格内定者の通知及び合格者の発表

- ア 高等学校長は、特色選抜の結果について、合格内定者受験番号一覧を各中学校に電子メールにより交付する。
- また、「特色選抜結果通知書」（様式特色－3（54頁））及び「合格内定通知書（特色選抜）」（様式特色－4（55頁））を中学校長あてに通知するものとする。
- 合格者内定当日に、高等学校において上記通知書の手交を希望する中学校長は、「特色選抜願書等送付状」（様式特色－2（54頁））の所定の欄に○印を記入する。
- なお、手交の日時は2月14日（水）午前9時から正午までとする。
- イ 合格者の発表
- 6（10頁）と同様とする。
- ウ 合格内定者は一般選抜には出願できない。

(12) 不合格者について

特色選抜の不合格者が全日制課程一般選抜を受検する際の取扱いは次のとおりとする。

ア 入学志願者の氏名が記入され、かつ収受印が押印された「入学考査料納付証明書」（様式5の1（35頁）の太枠部分）を切り取って「入学考査料納付票」（様式3の2（37頁））にはり、「入学願書」等（様式3の2、4の2、5の2（37頁））及び「調査書」（様式7（40頁））を新たに作成し、2の(7)（7頁）のAに定める期間に志願先高等学校長へ提出する。

ただし、入学考査料の再納付は必要としない。

イ 中学校長は、「入学願書等送付状」（様式6（39頁））を作成する際に、特色選抜不合格者で一般選抜を受検する者及び特色選抜に出願せずに一般選抜を受検する者の氏名等の必要事項を記入して提出する。

ウ 高等学校長は、2の(5)のウの(ア)（5頁）と同様の手続により「受検票」を発行の上、受検番号等については特色選抜に出願せずに一般選抜を受検する者と同様に取り扱う。

エ 特色選抜の不合格者が、一般選抜に出願した後に出願変更を行う場合は、他の一般選抜を受検する者の場合と同様に認められるものとし、2の(7)（7頁）のBに定める期間内に行うものとする。

なお、出願変更の手続についても、特色選抜に出願せずに一般選抜を受検する者の場合と同様とする。

9 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

(1) 併設型高等学校において選抜を実施する学校・学科

宇都宮東高等学校 普通科

佐野高等学校 普通科

矢板東高等学校 普通科

(2) 併設型高等学校に係る附属中学校に在籍する生徒の当該高等学校への入学における特例

併設型高等学校に係る附属中学校に在籍し、令和6（2024）年3月に卒業する見込みの者は、当該附属中学校長が定める期日までに、入学意思確認書を同校長に提出するものとする。

この場合において、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望する旨の入学意思確認書を提出した者については、入学者の選抜は行わず、内部進学による入学内定者とするものとする。

ただし、当該附属中学校に係る併設型高等学校に入学を希望しない旨の入学意思確認書を提出した者については、内部進学をする資格を失うものとする。

(3) 特色選抜における特例

併設型高等学校の特色選抜においては、募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員（以下「特例による選抜の定員」という。）の全部を、合格内定者とすることができまするものとする。

特例による選抜の定員の全部を、特色選抜により合格内定者とする学校において、特色選抜で募集定員が満たなかった場合には、当該高等学校長の判断により一般選抜を実施することができるものとする。

特色選抜に係る諸手続き・選抜等については、8（11～14頁）と同様とする。また、一般選抜を実施する場合は、1から7（1～10頁）と同様とする。

10 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置

A 海外特別選抜

(1) 実施校

全ての学校・学科（系・科）とする。

(2) 入学志願資格

1の(2)（1頁）に定める資格を有する者で、かつ、次のア、イに該当する者

ア 原則として、帰国後2年以内の者で、その帰国時からさかのぼり、外国における在住期間が継続して2年以上の者とする。ただし、外国における在住期間が長期にわたる者については帰国後3年以内、外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を認定することができる。

イ 保護者が県内に居住しているか、当該年の入学式の行われる日の前日までに居住予定であること。

ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人がいる場合に限る。

(3) 募集定員

A海外特別選抜の定員は特に定めず、別に公示する当該学科（系・科）の募集定員に含める。

(4) 出願

ア 出願は、1校1学科（系・科）に限るものとする。

イ 出願期間（特色選抜に同じ。）

1月31日（水）及び2月1日（木）とする。

受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、2月1日（木）は正午までとする。

(5) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学検査料納付票（様式3の1（35頁））

(イ) 入学願書（様式4の1（35頁））

(ウ) 受検票（様式5の1（35頁））

※ (イ)(ウ)については、「海外帰国者・外国人等」の欄に○印を朱書する。

(エ) 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書（様式海-1（56頁））

※ 様式海-1（56頁）の（注）を参照。

イ 「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学検査料として2,200円を、栃木県収入証紙を用い「入学検査料納付票」（様式3の1（35頁））の所定の位置にはって納付する。

(6) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

2の(4)のア（4頁）と同様とする。

イ 入学願書等の提出

出願に必要な書類（(5)のアの(ア)～(エ)）に「調査書」（様式7（40頁））、「A海外特別選抜入学願書等送付状」（様式海-2（57頁））、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」（様式2（34頁））、県内の中学校から出願する場合は不要。）を添えて、志願先高等学校長に提出する。その際、「受検票」（様式5の1（35頁））の交付を受ける。

ただし、最終学校が外国の現地校の場合は、「A海外特別選抜入学願書等送付状」は不要とし、「調査書」については成績証明書又はこれに代わるものでもよい。

(7) 高等学校長の処理

ア 入学願書、入学考査料、調査書等の受理及び受検票の交付については、次のとおりとする。

(ア) 「入学願書」「調査書」及び「A海外特別選抜入学願書等送付状」等が提出された場合は、「海外帰国者・外国人等」の欄の○印（朱書）等を確認の上受理する。その際、「入学者考査料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入を行う。また、以下の手順に従い、中学校長あて「受検票」を交付する。

- ① 「入学願書」「調査書」及び「受検票」に受検番号を記入
- ② 「受検票」に「入学願書」に記入された志望の系・科名、学校長名を記入
- ③ 「入学者考査料納付証明書」の欄に收受印を押印の上、職印を押印して「入学願書」から切り離し、「受検票」を交付

なお、收受印は、「栃木県立学校文書等取扱規程第8条」によるものとする。ただし、收受番号は記入しなくてよい。

(イ) 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせができる。

(8) 選抜の方法

面接を行う。加えて、高等学校長の判断により、学校独自検査及び作文を行うことができる。

外国人等の志願者が、学校独自検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮（ルビ振りの配慮）を希望する場合においては、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課（028-623-3382）に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。

(9) 検査日及び集合時刻

2月7日（水）集合時刻は各学校より別途通知する。

(10) 入学者の選抜

入学者の選抜は、出身学校長から提出された書類、面接、学校独自検査及び作文を行った場合はその結果等を資料とし、外国での学習や経験を十分考慮して総合的に行うものとする。

なお、現地校に在学していた者及び外国人等については、その事情に応じて特別の配慮をすることとする。

(11) 合格内定者の通知及び合格者の発表

ア 高等学校長は、A海外特別選抜の結果について、合格内定者受検番号一覧を各中学校（日本人学校を含む）に電子メールにより交付する。

また、A海外特別選抜の結果について、「A海外特別選抜結果通知書」（様式海－3（57頁））及び「合格内定通知書（A海外特別選抜）」（様式海－4（58頁））を中学校あて通知する。ただし、出身中学校が外国の現地校の場合は、本人に通知する。

合格者内定当日に、高等学校において上記通知書の手交を希望する中学校長は「A海外特別選抜入学願書等送付状」（様式海－2（57頁））の所定の欄に○印を記入する。

なお、手交の日時は2月14日（水）午前9時から正午までとする。

イ 合格者の発表

6（10頁）と同様とする。

ウ 合格内定者は一般選抜（B海外特別措置を含む。）には出願できない。

(12) 不合格者について

A海外特別選抜で不合格となった者は、一般選抜（B海外特別措置を含む。）を志願することができる。

その手続は、8の(12)（14頁）と同様とする。

B 海外特別措置

(1) 実施校

一般選抜を実施する学校・学科（系・科）とする。

(2) 入学志願資格

10のAの(2)（16頁）の志願資格を有する者とする。

(3) 募集定員

B海外特別措置による定員は特に定めず、別に公示する当該学科（系・科）の募集定員に含める。

(4) 出願

ア 出願については、2の(1)（2頁）と同様とする。

イ 出願期間（一般選抜と同じ。）

2月20日（火）及び同月21日（水）の2日間とする。

受付時間は、2月20日（火）は午前9時から午後3時30分まで、同月21日（水）は、午前9時から正午までとする。

(5) 入学志願者の出願手続

10のAの(5)（16頁）に準ずる。（入学願書等は様式3の2、4の2、5の2（37頁）を用いる。）

ただし、「特色選抜」（11～14頁）又は「A海外特別選抜」（16～17頁）に出願し不合格となつた者が出願する場合は、入学志願者の氏名が記入され、かつ收受印が押印された「入学考查料納付証明書」（様式5の1（35頁）の太枠部分）を切り取り、「入学考查料納付票」（様式3の2（37頁））の所定の位置にはる。（入学考查料の再納付は要しない。）

(6) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

2の(4)のア（4頁）と同様とする。

イ 入学願書等の提出

出願に必要な書類に「調査書」（様式7（40頁））、「入学願書等送付状」（様式6（39頁））、「栃木県立高等学校入学志願承認申請書」（様式2（34頁））、県内の中学校から出願する場合は不要。）を添えて、志願先高等学校長に提出する。

ただし、最終学校が外国の現地校の場合は、「入学願書等送付状」は不要とし、「調査書」については成績証明書又はこれに代わるものでよい。

(7) 高等学校長の処理

2の(5)（5頁）と同様とする。

(8) 選抜の方法

B海外特別措置においては、国語、数学、英語の学力検査のほか、作文及び面接を実施する。

ただし、A海外特別選抜に出願し受検した高等学校と同一の学校・学科（系・科）に出願している受検者については、B海外特別措置における面接及び作文（A海外特別選抜で作文を実施した場合）を免除する。

外国人等の志願者が、学力検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮（ルビ振りの配慮）を希望する場合においては、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課（028-623-3382）に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。

(9) 検査日及び集合時刻

3月6日（水）集合時刻は午前8時40分とする。

時 間	一般選抜学力検査	特 別 措 置
9：25～10：15	国 語	国 語
10：40～11：30	社 会	*作 文
11：55～12：45	数 学	数 学
13：40～14：30	理 科	*面 接
14：55～15：45	英 語	英 語

学力検査の問題・検査時間は、一般選抜の学力検査と同一とする。

(10) 入学者の選抜

入学者の選抜は、5（9頁）に準じ、出身学校長から提出された書類、学力検査の成績、作文及び面接の結果等を資料とし、外国での学習や経験を十分考慮して総合的に行うものとする。

(11) 合格者の発表

6（10頁）と同様とする。

(12) 学力検査得点の開示

7（10頁）と同様とする。

第2 定時制課程について

令和6（2024）年度栃木県立高等学校（定時制課程）入学者の選抜は、本実施細則第1の1から3まで、5から7まで及び10に準ずるものとするが、次の各項に定めるものに相当する部分については、当該規定にかかわらず、次の各項に定めるところによる。

1 一般選抜

(1) 出願

入学志願者は、次のア、イの場合を除き、1校1学科に限り出願するものとする。

ア 宇都宮商業高等学校を志願する場合は、当該校の中の異なる学科を第2志望まで出願することができる。

イ 学悠館高等学校については、普通科のI部（午前の部）、II部（午後の部）、III部（夜間の部）の3つの中から第3志望まで出願することができる。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の3種類とする。

(ア) 入学考查料納付票（様式3の2（37頁））

(イ) 入学願書（様式4の2（37頁））

(ウ) 受検票（様式5の2（37頁））

イ 「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考查料として950円を、栃木県収入証紙を用い「入学考查料納付票」（様式3の2（37頁））の所定の位置にはって納付する。

ただし、「フレックス特別選抜」（24～25頁）に出願し不合格となった者が一般選抜に出願する場合は、2の(1)（25頁）のとおりとする。

ウ 第1の1の(2)（1頁）のア、イ、エに該当する者のうち、欠席が多い状況や理由等について説明しようとする者は、「自己申告書」（様式10（46頁））を提出することができる。「欠席が多い」とは、第3学年の欠席日数が、30日以上の場合とする。なお、「自己申告書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、中学校長へ提出する。

エ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式11（47頁））及び「中学校卒業証明書」を提出する。

なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、厳封の上、他の提出書類とともに、志願先高等学校長へ直接提出する。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

第1の2の(4)のア（4頁）と同様とする。

イ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類に「調査書」（様式7（40頁））、「入学願書等送付状」（様式6（39頁））を添えて、(5)に定める期間内にそれぞれの志願先高等学校長に提出する。その際、

「受検票」（様式5の2（37頁））の交付を受ける。

(イ) 入学志願者のうち、欠席が多い状況等について説明しようとする者が中学校長に提出した「自己申告書」（様式10（46頁））も巻封のまま添えて提出する。

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ 県外からの出願について

「調査書」の作成は、本県の方法によるものとする。

なお、近県の隣接学区・地域以外の県外からの出願については、「入学願書」等及び「調査書」を郵送（書留・親送）によってもよいが、事前に志願先高等学校長の了解を得るとともに、出願初日必着とする。その際には、「受検票」を送付するための返信用封筒（返信先を明記し、書留とするのに必要な切手をはったもの）を同封する。

(4) 高等学校長の処理

ア 高等学校長は、中学校長又は志願者本人から出願に必要な書類が提出された際に、記載事項を確認の上受理し、「入学検査料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入等を行い、「受検票」を交付する。

イ 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせることができる。

(5) 出願書類の提出及び受検票の交付期間

入学願書等及び調査書等提出 並びに受検票の交付期間	出願に必要な書類の提出 及び受検票の交付	3月12日（火）、 同月13日（水）及び 同月14日（木）正午まで
------------------------------	-------------------------	---

（備考）

ア 受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、3月14日（木）は正午までとする。

イ 郵送の場合も上記に準ずるが、3月12日（火）必着とする。

(6) 出願変更

出願の変更は認めない。

(7) 受検の際に配慮が必要な受検者について

第1の2の(8)（7頁）と同様とする。

(8) 受検辞退

第1の2の(9)（7頁）と同様とする。

(9) 選抜の方法（第1の3参照）

ア 学力検査問題

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について基礎的な事項を総合して行い、配点はそれぞれについて100点とする。

ただし、令和6（2024）年4月1日現在で満20歳以上の志願者については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができる。

イ 作文による受検

作文による受検を希望する志願者は、「作文による受検許可願」（様式12（48頁））を(5)（21頁）の期間中に「入学願書」とともに提出し、志願先高等学校長の許可を得る。

ウ 学力検査期日及び集合時刻

3月18日（月） 集合時刻は午前9時とする。

エ 検査日程

時 間	学力検査	作文による検査
9：30～10：30	国語・社会・英語	作 文
10：55～11：35	数学・理科	

オ 検査場

学力検査場は、出願先高等学校とする。

カ 学力検査受検者の心得

第1の3の(3)（8頁）に準ずる。

キ 学力検査に加えて、面接を行う。

(ア) 面接は、個人面接、集団面接及びそれらの併用のうちから各学校が学校の特色に応じて選択して実施する。

なお、各学校・学科の面接の実施方法は下表のとおりである。

(イ) 面接は3月18日（月）の一般選抜当日に、出願先高等学校において実施する。

面接の実施方法（定時制課程）

番号	学 校 名	科 名	授業時間帯	男女	面接の形式	
					個人面接	集団面接
1	宇都宮工業高等学校	普通	午 後	男女	○	
		工業技術	夜 間	男女	○	
2	宇都宮商業高等学校	普通	夜 間	男女	○	
		商業	夜 間	男女	○	
3	鹿沼商工高等学校	普通	夕夜間	男女	○	
4	学悠館高等学校	普通	I 午前	男女	○	
			II 午後	男女	○	
			III 夜間	男女	○	
5	足利工業高等学校	工業技術	夕夜間	男女	○	
6	真岡高等学校	普通	夕夜間	男女	○	
7	大田原東高等学校	普通	夜 間	男女	○	○
8	矢板東高等学校	普通	夜 間	男女	○	

(10) 入学者の選抜（第1の5参照）

第1の5（9頁）に準ずる。ただし、学力検査と調査書の評定との比重の置き方は5：5とする（ともに500点満点）。

(11) 合格者の発表

ア　日時

3月22日（金）午前10時とする。

イ　発表の方法

合格者の発表は、各高等学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式15（51頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

(12) 学力検査得点の開示

ア　受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、3月25日（月）から4月24日（水）までの日（土、日、祝日を除く。時間は、午後4時から午後7時までとする。ただし、学悠館高等学校においては、午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。）に、受検先高等学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

イ　請求を受けた高等学校は、「受検票」と「入学願書」を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の得点について開示する。

2 フレックス特別選抜

(1) フレックス特別選抜を実施する学校

昼夜間開講の定時制・通信制課程を置く単位制による県立高等学校（フレックス・ハイスクール）の定時制課程において実施するものとする。

実施校：学悠館高等学校定時制課程

(2) 入学志願資格

第1の1の(2)（1頁）に定める資格を有する者で、フレックス・ハイスクールの特色を理解し、積極的に学ぶ意欲のある者とする。

(3) 募集定員に占める割合

フレックス特別選抜の定員の割合については、各部・各学科の募集定員のそれぞれ50%程度とする。なお、程度の範囲については、5%以内とする。

(4) 出願

普通科のI部（午前の部）、II部（午後の部）、III部（夜間の部）の3つの中から第3志望まで出願することができる。

なお、全日制課程と併願することはできない。

(5) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学考查料納付票（様式3の2（37頁））

(イ) 入学願書（様式4の2（37頁））

(ウ) 受検票（様式5の2（37頁））

(エ) フレックス特別選抜志願理由書（自己PR書）（様式フー1（59頁））

「自己申告書」（様式10（46頁））及び「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式11（47頁））の提出は要しない。

※ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）は、「中学校卒業証明書」を提出する。

イ 「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考查

料として950円を、栃木県収入証紙を用い「入学考查料納付票」（様式3の2（37頁））の所定の位置にはって納付する。

(6) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

第1の2の(4)のア（4頁）と同様とする。

イ 入学願書等の提出

(ア) 出願に必要な書類に「調査書」（様式7（40頁））、「フレックス特別選抜入学願書等送付状」（様式フー2（60頁））を添えて、(8)のA（25頁）に定められた期間内に当該高等学校長に提出する。その際、「入学願書等預り証」（様式8の1（42頁））の交付を受ける。

(イ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）については、志願者本人が志願先高等学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ 県外からの出願について

第1の2の(4)のオ（4頁）と同様とする。

(7) 高等学校長の処理

- ア 「入学願書」「調査書」及び「フレックス特別選抜入学願書等送付状」等が提出された場合は、記載事項を確認の上受理し、中学校長あて「入学願書等預り証」（様式8の1（42頁））を交付する。その際、「入学考查料納付票」の収入証紙に消印し、証紙番号、受付番号の記入を行う。ただし、「受検票」は(8)のBに定められた期間内に交付する。交付する時間は、午前9時から午後3時30分までとする。
- イ 高等学校長は、提出を受けた「入学願書」「調査書」等の記載漏れ及び疑義について、中学校長に問い合わせることができる。

(8) 出願書類の提出及び受検票の交付期間

A	入学願書等及び 調査書等提出期間	出願に必要な書類の提出	2月26日（月） 及び同月27日（火）正午まで
B	受検票交付期間	受検票の交付	2月28日（水） 及び同月29日（木）午後3時30分まで

（備考）

- ア 受付時間は、午前9時から午後3時30分までとする。ただし、Aの2月27日（火）は正午までとする。

- イ 郵送の場合も上記に準ずるが、Aの場合には2月26日（月）必着とする。

(9) 選抜の方法

- ア 学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。なお、面接の実施に当たっては、個人面接を実施し、作文については、所要時間50分で600字程度とする。
- イ 検査期日は、3月6日（水）とする。集合時刻は午前8時40分とする。

(10) 入学者の選抜

- ア 高等学校は、校長を委員長とするフレックス特別選抜実施委員会を設置するものとする。
- イ 調査書、フレックス特別選抜志願理由書（自己PR書）、面接及び作文の結果を資料として総合的に行うものとする。

(11) 合格者の発表（第1の6参照）

- ア 日時
3月12日（火）午前10時とする。

- イ 発表の方法
合格者の発表は、当該高等学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式15（51頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

(12) 不合格者について

フレックス特別選抜で不合格となった者は、次のとおり定時制課程の一般選抜を志願することができる。

- ア 入学考查料の再納付は必要としない。

- イ 学悠館高等学校に出願する場合は、出願に必要な書類を新たに作成し出願する。なお、その手続は、1（20～21頁）と同様とする。

- ウ 学悠館高等学校以外に出願する場合は、出願に必要な書類のうち、まず、新たに作成した「入学願書」等（様式3の2、4の2、5の2（37頁））のみを学悠館高等学校長に提出し、入学考查料納付証明を受けて返却してもらった後、志願先高等学校へ必要書類を揃えて出願する。

なお、学悠館高等学校長は、「入学考查料納付票」を「入学願書」から切り離すとともに、「入学願書」の裏面「入学考查料納付証明」の欄に証明を施し、返却する。

- エ 中学校長は、一般選抜出願の際に、フレックス特別選抜不合格者で一般選抜を受検する者については、「入学願書等送付状」（様式6（39頁））の「備考」欄に⑦と記入する。

3 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置（第1の10参照）

(1) 実施校

全ての学校・学科（科）とする。

(2) 募集定員

定員は特に定めず、別に公示する当該学科（科）の募集定員に含める。

(3) 入学志願資格

第1の10のAの(2)（16頁）の志願資格を有する者とする。

(4) 出願

ア 出願については、1の(1)（20頁）と同様とする。

イ 出願期間は、1の(5)（21頁）と同様とする。

(5) 入学志願者の出願手続

ア 1の(2)（20頁）と同様であるが、出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学考查料納付票（様式3の2（37頁））

(イ) 入学願書（様式4の2（37頁））

(ウ) 受検票（様式5の2（37頁））

※ (イ)(ウ)については、「海外帰国者・外国人等」の欄に○印を朱書する。

(エ) 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書（様式海-1（56頁））

※ 様式海-1（56頁）の（注）を参照。

イ 「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年栃木県条例第10号）により、入学考查料として950円を、栃木県収入証紙を用い「入学考查料納付票」（様式3の2（37頁））の所定の位置にはって納付する。

(6) 中学校長の手続

1の(3)（21頁）に準ずる。

(7) 高等学校長の処理

1の(4)（21頁）と同様とする。

(8) 選抜の方法

学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。

外国人等の志願者が、学校独自検査問題等の漢字にふりがなを付す配慮（ルビ振りの配慮）を

希望する場合においては、入学志願者が在籍する中学校長等は、事前に高校教育課（028-623-338

2）に連絡して協議した上、別に示す必要な書類を志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、日本に出身中学校がない外国人等の志願者については、高校教育課に直接連絡して協議するものとする。

(9) 検査日及び集合時刻

1の(9)のウ（22頁）と同様とする。

(10) 入学者の選抜

第1の10のAの(10)（17頁）と同様とする。

(11) 合格者の発表

1の(11)（23頁）と同様とする。

第3 通信制課程について

令和6（2024）年度栃木県立高等学校（通信制課程）入学者選抜は、別に定める「令和6（2024）年度栃木県立宇都宮高等学校通信制課程生徒募集要項」、「令和6（2024）年度栃木県立学悠館高等学校通信制課程生徒募集要項」によるものとする。

1 実施校

宇都宮高等学校
学悠館高等学校

2 入学志願資格

入学を志願することができる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、第1の1の(2)（1頁）に定める資格のいずれかを有する者とする。

3 出願

3月12日（火）から同月15日（金）まで、同月18日（月）、同月19日（火）、同月21日（木）、同月22日（金）及び同月25日（月）に出願に要する書類を直接又は郵送により、志願先高等学校に提出する。

4 入学志願者の出願手続

志願者は、実施校が定める生徒募集要項にある用紙を使用し、次の書類を提出する。

- (1) 入学願書・受検票
- (2) 受検票返送用封筒（郵送で出願する場合のみ）
- (3) 出身中学校の調査書

ただし、中学校卒業後5年以上を経過した志願者（平成30（2018）年3月以前の卒業）については、「卒業証明書」を提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

なお、「調査書」及び「卒業証明書」は、志願者が出身中学校に作成を依頼し、出身中学校が作成する。

- (4) 科目合格証明書（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格科目を持っている者のみ）

5 選抜の方法

学力検査を行わず、面接をもってこれに代えるものとする。

6 検査日

面接の期日は、3月20日（水）又は同月26日（火）の午前とする。

受付時間は、午前8時30分から午前9時までとする。

なお、面接日は出願の際に指示する。

7 入学者の選抜

入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。

8 合格者の発表

3月27日（水）、合格者に対し「合格通知書」を送付することによって行う。

なお、入学者選抜に関する詳細は、各高等学校に直接問い合わせる。

連絡先：宇都宮高等学校 電話 028-633-1427

<https://www.tochigi-edu.ed.jp/utsunomiya/nct3/>

学悠館高等学校 電話 0282-20-7073

<https://www.tochigi-edu.ed.jp/gakuyukan/nc3/>